

福岡県公報

平成二十二年二月五日
第三千七十号
増刊 ①

目次

訓令(第三号)

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

(総合政策課)

選挙管理委員会

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(市町村支援課)

訓令

福岡県訓令第三号

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年二月五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

第八条第三項中「会長を命ずる」を「会長が命ずる」に改める。

別表第一福岡地方行政連絡会議の項中「前原市」を削り、「糟屋郡、筑紫郡及び糸島郡」を「糸島市、糟屋郡及び筑紫郡」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十一号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月五日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

表中前原市、二丈町及び志摩町の項を削り、みやま市の項の次に次のように加える。

糸島市	糸島市男女共同参画センター ラポール	糸島市神在一〇四八一
	糸島市立伊都文化会館	前原東二二七
	糸島市健康福祉センター あごら	潤一三二一
	糸島市高齢者福祉施設 二丈苑	二丈深江二九三一
	志摩体育館	志摩初七二一